

令和5年(2023年)11月8日
厚生委員会資料
地域支えあい推進部介護・高齢者支援課

高齢者の補聴器購入費用助成に係る検討会の検討状況について

今年度開催した「高齢者の補聴器購入費用助成に係る検討会」における検討状況を、下記のとおり報告する。

記

1 検討会の設置目的

加齢に伴う難聴により、生活に支障が生じている高齢者に対して、補聴器購入費用の一部を助成する制度について、専門的な見地から課題等を検討することを目的として設置した。

2 検討委員

中野区医師会所属の医師6名

氏名	医師会役職等
櫻井 英一	副会長
宮嶋 剛	理事
濱田 文香	理事
奥野 秀次	会員(耳鼻咽喉科)
奥平 唯雄	会員(耳鼻咽喉科)
熊埜御堂 浩	会員(耳鼻咽喉科)

3 開催日時・会場

全3回開催し、第3回目でそれまでの議論のとりまとめを行った。

第1回	令和5年4月14日(金)	19時00分～	中野区医師会館会議室
第2回	令和5年6月16日(金)	19時30分～	中野区医師会館会議室
第3回	令和5年9月21日(木)	19時30分～	中野区医師会館会議室

4 主な意見や考え方の方向性

(1) 助成の目的

- 加齢に伴う難聴により、生活に支障が生じている高齢者に対して、補聴器購入にかかる費用の一部を助成し、認知症やフレイルの進行を緩やかにすることで、生活の質の維持と社会交流の促進等を図ることを目的とする。

(2) 対象者の要件について

- 加齢に伴う難聴の方を対象とするのであれば、65歳以上の高齢者とすることが適当である。
- 中等度難聴(40dB以上)を助成の対象としている自治体が多いようだ。70dB以上は、これまでどおり身体障害者への支援制度で対応するとし、この事業では、聴力レベルが、40dB以上70dB未満の中等度難聴者を対象としてはどうか。
- 対象者の所得要件や助成額については、予算にかかわることであるため、この検討会ではなく、区が基準を設定すべきものである。

(3) 補聴器の必要性の判断及び意見書の作成について

- 中野区医師会に所属している耳鼻咽喉科のほか、この事業への協力が得られれば、区外の医療機関等であっても、意見書を作成することは差し支えない。ただし、必ず耳鼻咽喉科の医師が作成することを要する。
- 意見書の内容については、平易なものでよい。オージオメータの検査結果を貼付し、その結果や本人の生活状況等に基づき、補聴器の装用の必要性を記載することとする。
- 加齢に伴う難聴は、通常、両耳とも同じように進行していくことから、両耳とも聴力レベルが40dB以上であれば、両耳への装用が望ましい。両耳への装用が必要との意見があれば、2台分の費用助成を行ってほしい。

(4) 補聴器の購入場所及びアフターフォローのあり方について

- 適正な調整や継続的な使用を考えると、補聴器は認定補聴器技能者が在籍する店舗で購入された管理医療機器である必要がある。量販店等で販売されている集音器等は費用助成の対象とすべきではない。
- 区内の販売業者に限定する必要はなく、認定補聴器技能者が在籍する店舗であれば、区外事業者も可とする。
- 補聴器は、購入後の調整が重要である。申請段階から、その点についての周知が必要である。また、「アフターケア証明書」の提出を助成の条件としている他自治体の例を参考として、何らかの確認書の提出を求めるのがよいのではないか。
- 補聴器の耐用年数は、一般的に5年と言われている。多くの自治体では、一度しか助成しないが、中野区では、助成から5年を経過すれば、再び申請できることとしてはどうか。
- 補聴器購入後、一定期間を経過した方に、継続的な使用を勧奨するとともに、使用状況や継続使用するにあたっての課題等のアンケートを実施してもらいたい。そこで明らかになった課題等を中野区医師会や補聴器販売店にフィードバックすることで、今後の難聴者への現場対応に活かしていくことができる。

5 今後のスケジュール

これまでの検討結果を踏まえ、高齢者への補聴器購入費用助成に係る制度設計や事業実施に向けての準備を進めるとともに、引き続き、中野区医師会や補聴器販売店との調整を行っていく。